

広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス に係る事業者募集手続き開始の公示

令和6年12月20日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 事業の概要

- (1) 事業名
広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス
- (2) 実施期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、実施期間内において運営に支障がなかった場合は、本市の申出により、実施期間を1年間更新できる。
- (3) 事業内容
別紙「広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 受託事業者の選考方法
審査委員会による審査を実施し、受託候補者を特定する。
手続き等の詳細については、「広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス 事業者募集手続き説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 同種のサービス提供の実績が過去3年以内において1自治体以上あること。

3 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「2. 調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報

公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年1月17日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

広島市こども未来局幼保企画課

TEL 082-504-2153（直通）

E-mail ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp

4 質問の受付と回答

(1) 説明書、仕様書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年1月10日（金）までの閉庁日を除く毎日。

午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式1）に記入の上、電子メール又は持参により提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和7年1月17日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、本市のホームページにも掲載する。

5 必要書類の提出期限、提出場所等

(1) 提出物

ア 参加資格確認申請書（様式2）及びその添付書類

イ 提案申込書（様式3）

ウ 提案書（様式4-1及び様式4-2）並びにその添付書類

(2) 提出期限 令和7年1月17日（金）午後5時15分まで

(3) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 受託候補者の特定

(1) 提案書の審査は、広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス事業者選定審査委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

7 その他

(1) 企画提案及び覚書締結手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他

詳細は説明書による。